

3. 児童、母子、父子、寡婦福祉

児童福祉

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増大など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、とりわけ、出生率の低下に伴う子どもの数の減少は、その健やかな成長や社会経済全体の活力にも影響を及ぼすことが懸念されています。こうしたことから児童福祉法の精神に基づき、子どもたちの健やかな成長を助長するため、施策を推進しています。

令和4年の児童福祉法の改正により、市町村において、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。本市においては令和5年11月に「山口市こども家庭センター」を開設し、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供することとしています。

(1) 児童健全育成対策

- ・児童健全育成の風土づくり
講演会開催等による意識の啓発
- ・児童健全育成事業の推進
各種イベントの開催、母親クラブ等団体育成
- ・子育て支援人材育成事業の推進
やまぐち子育て福祉総合センターの運営、地域子育て支援拠点施設の運営委託及び助成、子育て支援情報の提供
- ・児童館、児童遊園等の管理
山口児童館、三和児童館、小郡上郷児童館、秋穂コミュニティセンターの運営管理
児童遊園の管理
- ・放課後児童健全育成事業の充実
大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、大内南、宮野、良城、平川、大歳、陶、鑄銭司、名田島、二島、嘉川、興進、佐山、上郷、小郡、小郡南、秋穂、大海、阿知須、井関、中央、八坂、島地、徳佐、さくらの各小学校区に放課後児童クラブの設置

(2) 児童養護対策

- ・保育の充実
保育所（公立 11 園、私立 19 園）、認定こども園（公立 1 園、私立 15 園）、へき地 2 園、公立幼稚園を活用した保育施設 2 園、地域型保育施設 7 園 ※園数は休園除く
定員 4,978 名、入所児童数 4,255 名（令和8年4月1日現在）
乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児保育、幼児等通園支援、子育て支援センター事業等
- ・家庭児童各種相談事業
家庭児童相談（令和7年度 内容別年間相談件数）
虐待 36 件、養護 308 件、育成 4 件、非行 0 件、保健 0 件、障害 0 件、その他 0 件
- ・児童手当の給付
- ・特別児童扶養手当の給付
- ・ファミリーサポートセンター事業

- ・里親制度の充実
- ・交通遺児対策
- (3) 母子保健等
 - ・母子栄養食品の支給
 - ・乳幼児医療費助成事業
 - ・こども医療費助成事業

母子、父子、寡婦福祉

近年、核家族化の進行や社会生活の変化にともない離別等によるひとり親家庭や独居寡婦が増加しています。

「すべての母子家庭等には、児童が、そのおかれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件とその母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活が保障されるものとする。」また、「寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。」という母子及び父子並びに寡婦福祉法の基本理念に基づき、次のような施策を行っています。

(1) 相談業務…母子・父子自立支援員

身上相談に応じ、その自立に必要な助言指導を行う。

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け業務

(資金の種類)

修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金

(3) 各種援護制度

- ・児童扶養手当の給付
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ひとり親家庭医療費助成事業

〈児童福祉対策〉

制度の名称	内容	備考	取扱課
児童健全育成対策 地域組織活動事業	地域における母親の組織活動(母親クラブ)の促進を図り、児童の健全育成に努める。	5クラブ	こども未来課
子育て福祉総合 センター事業	人材の育成と子ども・子育て支援の向上を目指し、研修の実施、情報提供、相談対応等を行う。		保育幼稚園課
児童館活動事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域における児童健全育成のセンターとなる。 児童講座(絵画、硬筆等)、各種遊びのクラブ開設	山口児童館 三和児童館 小郡上郷児童館 秋穂コミュニティセンター	こども未来課

制度の名称		内 容				備 考	取 扱 課
放課後児童クラブ事業		放課後児童健全育成事業として、小学生を対象として、放課後児童クラブを開設する。				詳細については下記のとおり	こども未来課
No.	名 称	定員	地域	施設形態	管理運営形態	保育時間	保育料/月別 (おやつ代別)
1	やまびこ学級	60	山 口	専用施設	指定管理者	下校時から 午後6時まで	3,000円
2	やまびこ第2学級	60					
3	やまびこ第3学級	50					
4	すずみ学級	60		民間施設	委 託		
5	すずみ第2学級	55					
6	宮野臨時学級	40		専用施設	指定管理者		
7	うえき学級	40					
8	うえき第2学級	50					
9	うえき第3学級	60		空き店舗内	委 託		
10	みなみ学級	40					
11	みなみ第2学級	50		専用施設	指定管理者		
12	みなみ第3学級	60					
13	大内臨時学級	60					
14	しょうだ学級	50		専用施設	指定管理者		
15	ひめやま学級	50					
16	ひめやま第2学級	50		市立幼稚園内	委 託		
17	ひめやま第3学級	60					
18	平川臨時学級	30					
19	さわやか学級	50		専用施設	指定管理者		
20	さわやか第2学級	60					
21	さわやか第3学級	120					
22	もみじ学級	60					
23	もみじ第2学級	56					
24	もみじ第3学級	60					
25	わかくさ学級	60					
26	わかくさ第2学級	60					
27	なかよし学級	60					
28	なかよし第2学級	60					
29	なかよし第3学級	32		空き店舗内	委 託		
30	なかいち学級	60					
31	わくわく学級	20		専用施設	指定管理者		
32	くすのき学級	30					
33	たんぼぼ学級	45					
34	おおぞら学級	60					
35	おおぞら第2学級	100					
36	はばたき学級	50	私立保育園内	委 託			
37	まなび学級	35					
38	仲よし学級	30	児童館内	委 託			
39	のびのび児童クラブ	60					
40	すぎのこ学級	25	専用施設	指定管理者			
41	にこにこ学級	25					
42	たけのこ学級	24	隣保館内	直 営			
43	ひまわり学級	60					
44	ひまわり第2学級	60	専用施設	指定管理者			
45	ひまわり第3学級	60					
46	はちのこ学級	60					
47	はちのこ第2学級	50					
48	はちのこ第3学級	60					
49	しらさぎ学級	60					
50	しらさぎ第2学級	50					
51	しらさぎ第3学級	60					
52	秋穂児童にこにこ学級	45	コミュニティセンター内	専用施設			
53	大海なかよし学級	40	専用施設				
54	おひさまクラブ1	55	公共施設内	委 託			
55	おひさまクラブ2	60					
56	おひさまクラブ3	120					
57	井関にこにこクラブ	60	小学校空教室	委 託			
58	出雲児童クラブ	30					
59	八坂児童クラブ	20	小学校旧寄宿舎	委 託			
60	島地児童クラブ	25					
61	徳佐児童クラブ	25	小学校空教室	指定管理者			
62	さくら児童クラブ	20					
			阿 東	専用施設	指定管理者		
			阿 東	小学校空教室	委 託		

※管理運営上、受入可能数が定員に達しない場合があります。

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
保 育 所	保護者の就労、不在、病気その他の理由で児童の保育ができない場合、その児童の預かり保育を行う。	公 立 11園 私 立 19園 認定こども園 公 立 1園 私 立 15園 へき地 2園 公立幼稚園を活用した保育施設 2園 地域型保育施設 7園 ※園数は休園除く	保 育 課 幼 稚 園 課
休 日 保 育 事 業	保育所入所児童の保護者の勤務の都合で休日に保育を必要とする園児のため、日曜、祝日に開園し保育を行い、安心して保護者が就労出来るようにする。	私 立 4園 ※日によって実施施設が異なります。	〃
家 庭 児 童 相 談 室	家庭児童相談員を配置して、「子どもの福祉」についての相談に応じる。 問題の性質によっては、教育委員会、児童相談所など他機関と連携して問題解決にあたる。		子 育 て 課 保 健 課
児 童 手 当	児童手当は、児童を養育する人に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としています。 ① 支給の対象 18歳に達した日の属する年度の終了するまでの児童を養育している方。 ② 児童手当 3歳未満 月額 15,000円 3歳～高校修了前（第1・2子） 月額 10,000円 （第3子以降） 月額 30,000円		こ ども 課 未 来 課
特 別 児 童 扶 養 手 当	身体又は精神に法の定める程度の障がい（身障手帳1、2、3、4級の一部又は療育手帳A、Bの一部程度の障がい）のある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。 月額1人当たり 1級 58,450円 2級 38,930円	次のいずれかに該当する人は受給できません。 ① 法で定める一定の基準の所得を超えるとき ② 児童が施設に入所しているとき	こ ども 課 未 来 課
母 子 栄 養 食 品 の 支 給	健康な赤ちゃんを生み、丈夫に育てるため低所得世帯の妊産婦及び健康診査等の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められた乳児にそれぞれ粉乳を無料で支給する。		子 育 て 課 保 健 課
乳 幼 児 医 療 費 助 成 事 業	小学校就学前の乳幼児に対して、保険診療による医療費の自己負担分を公費助成する。	所得制限なし	保 険 年 金 課

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
こども医療費 助成事業	小中学校に就学する子ども及び高校生世代に対して、保険診療による医療費の自己負担分を公費助成する。	所得制限なし	保険年金課
第2子以降保育料 無償化事業	保育所・認定こども園又は民間保育サービス施設に入所している第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。	所得制限なし 生計同一の被監護者の 2人目以降	保 育 幼 稚 園 課
子 育 て 支 援 短 期 利 用 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者が疾病等の事由により、家庭における養育を行うことが一時的に困難となる場合に児童を、経済的事由により緊急一時的に母子を保護することが必要となる場合には母子を一時保護する。 事由 疾病、出産、冠婚葬祭、災害、事故、出張、転勤、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ等 期間 原則として月7日以内 費用 一部保護者負担 （生活保護世帯、ひとり親家庭の市民税非課税世帯は免除） ・夜間養護（トワイライト）事業 保護者が仕事等の事由により夜間に不在となる場合等に児童を預かり、生活指導、夕食提供等のサービスを行う。 期間 6か月以内 費用 一部保護者負担 （生活保護世帯、ひとり親家庭の市民税非課税世帯は免除） ・日中預かり（デイサービス）事業 保護者が疾病等の事由により、家庭における養育が困難となる場合に児童を緊急一時的に保護する。 事由 疾病、災害、事故、看護、冠婚葬祭、学校等の公的行事、休日勤務、不定期就労等 期間 原則として月10日以内 費用 一部保護者負担 （生活保護世帯、ひとり親家庭の市民税非課税世帯は免除） <p>いずれも、必要に応じて親子を短期入所させ、一時的な保護を行うことができる。</p>	民間6施設 里親家庭	子 育 て 保 健 課

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の整備と地域の子育て支援を図る。 育児の援助を受けたい者と援助したい者を会員として組織し、会員相互の援助活動を市が支援する。		こども 未来課 山口県婦 人教育文 化会館へ 委託
子育て支援事業	シルバー人材センターに登録されている会員の方が、子育て世代を対象として、安心とゆとりを持って子育てできるように、家事のサービスを提供し、仕事と育児が両立できる環境をサポートする。		市シルバー 人材センター

〈母子・父子・寡婦福祉対策〉

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭、寡婦の方の生活、住宅、教育、医療その他精神的な悩み等の相談に応じその解決に必要な助言や情報提供を行う。		子育て保健課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に対し資金の貸付を行う。 貸付金の種類 修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金	就学支度資金、修学資金については、学校種別により貸付金の限度額が異なります。 申込期日あり	〃
児童扶養手当	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は法で定める程度の障害がある20歳未満の児童を監護している次のいずれかに該当するひとり親世帯の母または父または養育者に支給されるものです。 ① 父母が離婚したとき(内縁関係の解消を含む) ② 父または母が死亡、生死不明であるとき ③ 父または母に重度の障害があるとき ④ 父または母から1年以上遺棄されているとき ⑤ 父または母が1年以上拘禁されているとき ⑥ 未婚の母の子であるとき ⑦ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けているとき (対象児童1人の場合、月額48,050円を限度とし、所得により減額)	次のいずれかに該当する人は受給できません。 ① 法で定める一定の基準の所得を超えると き ② 児童が施設に入所しているとき	こども課 未 来 課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・父子及び寡婦世帯の一時的な疾病等により日常生活を営むのに支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣する。		子育て保健課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の18歳までの児童(ただし、高等学校等に在学する児童は20歳まで)とその母または父並びに父母がいない児童に対して、保険診療による医療費の自己負担分を公費助成する。	所得制限あり	保険年金課
高等職業訓練促進給付金交付事業	母子家庭の母、父子家庭の父が資格取得のため養成機関で修業するとき、一定期間について交付する。	所得制限・資格制限あり	子育て保健課
教育訓練給付金支給事業	母子家庭の母、父子家庭の父が就業に結びつく可能性が高い教育訓練講座を受講するとき、受講料の一部を支給する。	所得制限・資格制限あり	〃